

東京都公報

発行
東京都

目次

36

告示

○令和六年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録(二十三件)……………

……………(主税局千代田都税事務所固定資産課税課

・中央都税事務所固定資産課税課・港都税事務所固定資産課税課・新宿都税事務所固定資産課税課・文京都税事務所固定資産課税課・台東都税事務所固定資産課税課・墨田都税事務所固定資産課税課・江東都税事務所固定資産課税課・品川都税事務所固定資産課税課・目黒都税事務所固定資産課税課・大田都税事務所固定資産課税課・世田谷都税事務所固定資産課税課

・渋谷都税事務所固定資産課税課・中野都税事務所固定資産課税課・杉並都税事務所固定資産課税課・豊島都税事務所固定資産課税課・北都税事務所固定資産課税課・荒川都税事務所固定資産課税課・板橋都税事務所固定資産課税課・練馬都税事務所固定資産課税課・足立都税事務所固定資産課税課・葛飾都税事務所固定資産課税課・江戸川都税事務所固定資産課税課……………

告示

●東京都告示第四百九十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定

した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都千代田都税事務所長

三浦 仁

●東京都告示第四百九十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定

した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都中央都税事務所長

成瀬 貴子

●東京都告示第五百号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定

した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都港都税事務所長

原島 幸男

●東京都告示第五百一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定

した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都新宿都税事務所長

北村 周一

●東京都告示第五百二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定

した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都文京都税事務所長

倉木 淑子

●東京都告示第五百三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定

した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都台東都税事務所長

小幡 裕子

●東京都告示第五百四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都墨田都税事務所長

川 冨 守

●東京都告示第五百五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都江東都税事務所長

裏 田 勝 己

●東京都告示第五百六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都品川都税事務所長

藤 浩 之

●東京都告示第五百七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都目黒都税事務所長

波 田 健 二

●東京都告示第五百八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都大田都税事務所長

岡 本 晃 治

●東京都告示第五百九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都世田谷都税事務所長

福 留 敬 一

●東京都告示第五百十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都渋谷都税事務所長

大 隈 雅 英

●東京都告示第五百十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都中野都税事務所長

白 石 真 一

●東京都告示第五百十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定

した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都杉並都税事務所長

小高都子

●東京都告示第五百十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都豊島都税事務所長

清水健吾

●東京都告示第五百十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都北都税事務所長

中満正志

●東京都告示第五百十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都荒川都税事務所長

小野隆

●東京都告示第五百十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都板橋都税事務所長

木村佳嗣

●東京都告示第五百十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都練馬都税事務所長

高野豪

●東京都告示第五百十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都足立都税事務所長

小笠原裕之

●東京都告示第五百十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都葛飾都税事務所長

井上卓

●東京都告示第五百二十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和六年三月二十九日付で決定
した令和六年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

東京都江戸川都税事務所長

佐野 宏子

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、環境にやさしい再生紙で印刷されています。